

平成31(2019)年度4月進学教養学部後期課程

長期履修学生制度の申請について

教養学部後期課程における、長期履修学生制度は、視覚、聴覚、肢体その他の障害があるために、標準修業年限である2年では教育課程の履修が困難な者に限り、長期的な卒業までの計画をたて(最長4年)、履修をすることができる制度です。なお、認められた履修期間が満了する前に、卒業要件を満たした場合は、期間を短縮して卒業することが可能です。授業料は2年間で納めるべき金額の総額を認められた期間で分割して納入することになります。

1. 対象者

視覚、聴覚、肢体その他の障害があるため長期にわたり修学に相当な制限を受けると認められる者

2. 申請資格

長期履修学生制度に申請できる者は、次のいずれかに該当する者とする。

(1) 新たに学部後期課程に進学する者

(2) 既に後期課程に在学し、原則として、平成31(2019)年3月31日現在の在学期間(休学期間を除く)が1年未満である者

3. 申請期間

平成31(2019)年4月3日(水)～平成31(2019)年4月5日(金)

4. 申請書類

(1) 長期履修申請書

(2) 長期履修が必要であることを証明する書類

※上記の書類の他、必要に応じて書類の提出を求めることがある。

5. 提出先

東京大学教養学部等事務部教務課後期課程係 TEL03-5454-6056,6048

6. 長期履修学生制度の各種手続き

(1) 申請手続

長期履修学生への申請にあたっては、長期的な卒業までの履修計画をたてコース主任等の承認を受けて、申請期間内に所定の書類を提出すること。

(2) 期間の変更申請

長期履修学生として許可された者が、長期履修の期間を変更する必要が生じた場合は、すみやかに願い出ること。

7. 長期履修の開始時期

長期履修の開始時期は、原則として、学年の初めとし、学年の中途から開始することはできない。

8. 長期履修学生に係る授業料の額

長期履修学生に係る授業料の額は、「東京大学における検定料、入学料及び授業料等の費用に関する規則」によるものとする。

9. 注意事項

東京大学学部通則に定める在学年限(4年)を超えて在籍することはできない。(休学期間を除く)